　0901-03-01



一般社団法人日本原子力学会

北関東支部　講演会，研究会の共催，後援に関する細則

平成29年4月7日　北関東支部幹事会承認

（目的）

第１条　本細則は，「北関東支部規約」（0901-03）第５条第２項に基づき，北関東支部（以下，「支部」という）が講演会，研究会に共催，後援する際の手続き等について定めることを目的とする。

（共催，後援の対象）

第２条　共催，後援の対象は以下のとおりとする。

（１）北関東地区における原子力または放射線の研究促進と原子力に対する知識普及に役立つもの。

（２）参加者として40名程度が見込め，支部会員が自由に参加できるもの。（会員以外を含んでもよい）

（３）毎年度，支部幹事が定める期日までに所定の申請がおこなわれたもの。

（４）計画書が支部幹事の過半数の承認を得たもの。（講演の内容が共催，後援にふさわしいことを保証するため。ただし，承認手続きはEメールを用いておこなってもよい）

（補助内容）

第３条　補助の内容は講師旅費，謝礼，講演会会場費，印刷費等とする。

２　旅費，謝礼等の補助の基準は「旅費・謝礼規約」（0308-01）に基づく。

（手続き）

第４条　共催，後援の依頼にあたっては，開催予定日の1ヶ月以上前に支部長宛依頼状およびプログラムを庶務幹事まで提出すること。なお，補助金の依頼にあたっては上記に加え，収支見込み，補助金対象項目，金額に関する資料をあわせて提出すること。

２　共催，後援の決まった講演会，研究会については事前に学会誌または支部ホームページに開催案内を掲載すること。なお，支部ホームページへの掲載や会員へのメールによる周知（必要に応じて）は支部がおこなう。

（改定）

第５条　本細則の改定は，支部幹事会が決定し，支部大会ならびに理事会に報告するものとする。

２　本細則に定められていない運営上の細目は，支部幹事会で決定する。

附則

１　平成14年11月8日施行

２　改定履歴

①　平成23年4月13日　一部改正

②　平成28年7月26日　一部改正

③　「北関東支部　講演会，研究会の共催，後援に関する細則」へ変更

平成29年4月7日北関東支部幹事会承認，平成29年4月14日　北関東支部大会報告，平成29年5月25日　第9回理事会報告

附則

１　平成29年4月7日改定の細則は，北関東支部大会報告の日から施行する。